デジタルリテラシー向上支援に関する連携協定書

高知市(以下「甲」という。)とソフトバンク株式会社(以下「乙」という。)は、市民のインターネットを中心としたデジタル技術に関する知識・能力(以下「デジタルリテラシー」という。)の向上支援のための取組を連携して実施することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、高度情報化社会が進展する中、情報通信技術の有用性の訴求と有効活用を推進し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる社会の実現に向け、甲と乙が、双方の資源を活用した取組を連携して実施することにより、デジタルリテラシーの向上を推進し、デジタルに不慣れな市民が必要な情報を安全・安心して利用できる環境を提供することを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は,前条に規定する目的を達成するために,次に掲げる事項について,必要な 調整を行い,相互に連携して推進する。
 - (1) デジタルリテラシーの向上支援に関すること。
 - (2) 本市広報媒体等の周知に関すること。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、合意した事項
- 2 乙は,前項各号に掲げる事項の実施に関し,甲の求めに応じて必要な協力,助言及び情報提供を行うものとする。

(役割分担)

- 第3条 前条に規定する連携事項に関する甲と乙の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 甲の役割
 - ア デジタルリテラシーの向上支援に関する講座等の開催と会場確保
 - イ 市民等への周知
 - ウ その他、甲及び乙が合意した事項
 - (2) 乙の役割
 - ア 甲が開催する講座等への人員体制等の確保
 - イ スマートフォン等の操作に関する個別相談への対応
 - ウ 前条第2項の規定による協力等の実施
 - エ その他,甲及び乙が合意した事項
- 2 乙は、本協定に基づく取組において、販売行為、契約行為その他営業に類する行為を行わないこととする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定の 効力が失われた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、本協定に基づく取組を実施するに当たって、個人情報を取り扱わないこととする。

ただし、やむを得ず個人情報を取り扱う場合は、乙は、当該個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

2 乙は、本協定に基づく取組を実施するに当たって、知り得た個人情報をいかなる理由によっても他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月4日

- 甲 高知県高知市本町五丁目1番45号 高知市 代表者 高知市長 桑 名 龍 吾
- 乙 東京都港区海岸一丁目7番1号ソフトバンク株式会社コンシューマー営業統括 営業第二本部本部長 田 ロ 貴 将